

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(総務省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例						
税目	所得税(租税特別措置法第28条の2) 法人税(租税特別措置法第67条の5、68条の102の2)						
要望の内容	適用期限を延長する。						
		減収見込額 (平年度)	— (21,257百万円)				
新設・拡充又は延長をする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、中小企業の経営の安定を図る観点から、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業の中でも特に規模の小さい企業における経理面の人員は少数であることが多い、事務負担が相対的に重い。また、従業員数20名未満の企業においてはパソコン利用率が未だ低い状態。</p> <p>このため、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることの必要性に鑑み、中小企業については少額減価償却試算の即時償却を認めることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における経理人数 従業員数20人以下：1.7人、21人以上：3.3人 <p>(出典) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)を元に加重平均により算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業におけるパソコン利用状況 <table border="0"> <tr> <td>個人事業主</td> <td>従業員数20名未満：28.5%、20名以上：85.7%</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>従業員数20名以下：75.1%、21名以上：91.7%</td> </tr> </table> <p>(出典) 個人事業主：平成20年「個人企業経済調査」(総務省) 法人：平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本措置は、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、妥当である。</p>			個人事業主	従業員数20名未満：28.5%、20名以上：85.7%	法人	従業員数20名以下：75.1%、21名以上：91.7%
個人事業主	従業員数20名未満：28.5%、20名以上：85.7%						
法人	従業員数20名以下：75.1%、21名以上：91.7%						

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体 系における 位置付け	V. 情報通信（ＩＣＴ政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の 達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年
	同上の期間中 の達成目標	中小企業の中でも特に規模の小さい企業において本措置が多く活用 されている点を踏まえ、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと 判断される指標として、個人事業主に関しては、平成20年「個人企業 経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の事業者におけるパソコン の利用割合5割への到達を目指す。 また、法人に関しては、平成20年「会計処理・財務情報開示に関する 中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数 20名以下の企業におけるパソコンの利用割合が、21名以上の企業の 水準である9割への到達を目指す。
	当該要望項目 以外の税制上 の支援措置	該当なし
	予算上の措置 等の要求内 容及び金額	該当なし
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	政策の 達成状況	本措置によりパソコン利用割合が従業員数20名未満の個人事業主 で5割、従業員数20名以下の法人で9割を目標としている。 個人事業主に関しては、平成20年「個人企業経済調査」(総務省)に おける雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、 28.5%にて推移。 法人に関しては、平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小 企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)によれば、75.1%と なっている。
	租税特別措置 の適用実績	各年度における損金算入額（法人+個人事業主） 平成15年度 463,090百万円 (200,475社) 平成16年度 390,997百万円 (264,395社) 平成17年度 377,926百万円 (222,811社) 平成18年度 142,403百万円 (219,819社) 平成19年度 222,348百万円 (289,794社) (出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)
	租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	本措置は、少額減価償却資産の即時償却を認めることによる事務負 担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事 業効率の向上を図ることを目的としている。 本措置は中小企業の中でも特に規模の小さい企業の事務負担軽減を 図ることを念頭に置いているが、多くの規模の小さい企業が本措置を 利用している状況。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人（全中小法人数：1,434,406 社） <ul style="list-style-type: none"> 本措置を利用した中小法人数：202,683 社（14.1%） <ul style="list-style-type: none"> 従業員数 20 名以下 148,614 社（73.3%） 従業員数 21 名以上 54,069 社（26.7%） 資本金 1 千万円以下 144,174 社（71.1%） 資本金 1 千万円超 58,509 社（28.9%） ・ 個人事業主（全個人事業主数：2,322,279 社） <ul style="list-style-type: none"> 本措置を利用した個人企業数：87,111 社（3.8%） <p>(出典) 平成 20 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) (平成 19 年度決算実績)</p> <p>また、「政策の達成状況」に記載のとおり、本措置は、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を目的としているが、これまで、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合は着実に上昇。</p> <p>パソコン利用割合の推移（従業員数 20 名未満の個人事業主）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 15 年（措置創設時）</td> <td>19.6%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>28.5%</td> </tr> </table> <p>なお、各種のアンケートによる結果において、パソコン活用による事務の効率化等の効果が見られるところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁) <ul style="list-style-type: none"> 決算書等を作成する際にパソコンを活用する主な理由 「経理業務に係る作業時間を短縮するため」：62.9% ・ 平成 20 年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン：57.6% <p>本措置を利用したことによる効果</p> <table border="0"> <tr> <td>全額必要経理算入による経理事務負担減少</td> <td>58.8%</td> </tr> <tr> <td>パソコン導入による事業の効率化</td> <td>24.0%</td> </tr> <tr> <td>パソコン導入による経理事務の効率化</td> <td>14.3%</td> </tr> </table>	平成 15 年（措置創設時）	19.6%	平成 20 年	28.5%	全額必要経理算入による経理事務負担減少	58.8%	パソコン導入による事業の効率化	24.0%	パソコン導入による経理事務の効率化	14.3%
平成 15 年（措置創設時）	19.6%										
平成 20 年	28.5%										
全額必要経理算入による経理事務負担減少	58.8%										
パソコン導入による事業の効率化	24.0%										
パソコン導入による経理事務の効率化	14.3%										
前回要望時の達成目標	中小企業の事務負担軽減による事務効率化や少額設備投資の促進により、我が国経済の活性化を図る。										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事務負担の軽減、小規模企業を中心とした小規模投資への支援は引き続き必要。										
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月迄の適用期間の延長）										